

(ご参考：6/4) 日系企業・レストラン向け COVID-19 関連情報 (在シアトル総領事館)

ワシントン州日系企業・団体・レストラン関係者の皆様

いつもお世話になっております。在シアトル日本国総領事館経済班です。

本日の参考情報を以下のとおりお知らせします。

現在の危機的状況に鑑み、このニュースレターでは、多くの方にご利用いただける有益な情報の提供があった場合、情報元を示して掲示しています。なお、このことは、総領事館として、情報元の団体・個人をいかなる意味でも宣伝・推薦するものではないことを申し添えます。

本ニュースレターを追加で受け取りたい方が周りにいらっしゃいましたら、[こちらの登録フォーム](#)をご紹介ください。また、当地日系企業等に周知できる有益な情報などございましたらお知らせください。館内で確認し、公平・中立の観点から適切なものを本ニュースレター等で共有させていただきます。

【参考：在シアトル日本国総領事館：[新型コロナウイルス危機の影響を受ける中小企業・NPO・労働者への支援策一覧](#) (12/15 更新)、[経済再開情報 \(新型コロナウイルス関係\)](#) (2/1 更新)、[新型コロナウイルス関連情報](#) (全般的な情報)、[州保健局 新型コロナウイルス日本語ページ](#)】

・[毎月 11 日は日本食の日 \(Japanese Restaurant Day\)](#)

1. 経済再開・企業支援情報

(1) (再掲) 州知事 6月30日までに規制解除/経済再開する旨を発表

インズリー州知事は 5月13日、ワシントン州の経済活動再開ロードマップ ("[Healthy Washington" Roadmap to Recovery](#)") について、6月30日までに規制を解除し、経済活動を完全に再開することを発表。16歳以上の州民の70%以上が少なくとも1回目のワクチン接種を受けることで、規制解除の日程が早まる可能性がある。また、6月30日までの規制解除に向けて、18日(火)より、ワシントン州の全ての郡がフェーズ3となった。

5月31日時点での16歳以上の州民に対するワクチン接種割合は62.70%となっている(2.

(1) 参照)。

(2) 6/2 州知事 業種別のマスク着用ガイダンスの更新

インズリー州知事は2日、大半の業種について、米国疾病対策管理センター（CDC）及び州保健局の最新のフェイス・カバーに関するガイダンスを反映させた最新版を公表。ただし、洗車、家庭内サービス、製造、屋外メンテナンス等の顧客とのやり取りを最小限に抑えることができる特定の業界については、これまでのガイダンスは削除され、州労働産業局が発行するこちらのガイダンスに従うだけでよいとされている。

業種別のガイダンスについては、こちらからご確認ください。

(3) 6/2 シアトル市 中小企業向け復興支援策

先週のニュースレターにも掲載した、パンデミックからの回復を支援する「シアトル救済計画」について、シアトル市のダーカン市長は2日、前回の中小企業向け支援策の1000万ドルを超える、2,300万ドル規模となることが発表された。1.9兆ドルのアメリカ救援計画からの資金のほとんどが、コロナ・パンデミックの影響を受ける中小企業や組織、地域に向けられる。ただし、「シアトル救済計画」は今後、シアトル市議会の承認を得る必要がある。

本件に関するシアトルタイムズ記事はこちら。

(4) 5/28 州知事 商用トラック運転手の時間制限に関する緊急免除の延長

インズリー州知事は5月28日、連邦政府の措置に合わせて、商用トラックの運転時間制限に関する緊急免除指令を2021年8月31日まで延長することを発表。

(5) 6/1 シアトル・マリナーズ 野球観戦の観客上限の増加を発表

当地メジャー・リーグ・チームのシアトル・マリナーズは1日、6月14日のTモバイル・パーク・スタジアムでのホーム・ゲームから、最大収容人数を計30,945名（社会的距離を保った席：4,680席＋社会的距離なしの座席：26,265席）に増加させることについて、州政府等の承認を受けた旨を発表。従来は、ワクチン接種を完了したファンと完了していないファンとで別々のセクションを設けた上で、14,000名（社会的距離を保った席：9,000席＋社会的距離なしの座席：5,000席）に制限されていた。

本件に関するシアトルタイムズ記事はこちら。

(6) (再掲) 日本のコロナ感染／緊急事態宣言等の状況

日本政府は28日（日本時間）、9都道府県（北海道、東京都、愛知県、大阪府、兵庫県、京都府、岡山県、広島県、福岡県）に対して発出されている緊急事態宣言を6月20日まで延長

することを決定。まん延防止等重点措置についても埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県の5県の期限を6月20日まで延長することを決定。

一方、群馬県、石川県、熊本県のまん延防止等重点措置は来月13日の期限を延長せず、それまでに解除を目指すこととされた。

それぞれの措置の概要等は、[こちらの](#)内閣官房HPを参照。

<緊急事態宣言>

東京都、京都府、大阪府、兵庫県： 4月25日～6月20日

愛知県、福岡県： 5月12日～6月20日

北海道、岡山県、広島県： 5月16日～6月20日

沖縄県： 5月23日～6月20日

<まん延防止等重点措置（※）>

埼玉県、千葉県、神奈川県： 4月20日～6月20日

岐阜県、三重県： 5月9日～6月20日

群馬県、石川県、熊本県： 5月16日～6月13日

（※）緊急事態宣言は都道府県単位で出されるのに対し、まん延防止等重点措置は、知事が市区町村など地域を絞って発出するため、対象地域は各自治体のHP等を参照のこと。

2. ワクチン関連情報

(1) 5/31 州保健局 ワクチン接種情報の更新

接種状況： 5月31日時点で、州全体で7,071,595回以上のワクチンが投与されており、これは州内で提供可能なワクチンの86.85%近くに相当する。なお、現在は過去1週間平均で29,203回/日の接種が実施されている。

また、5月31日時点でのワクチン接種割合は以下のとおり。

	16歳以上の州民（約614万人）に対する割合	15歳以下を含む全州民（約765万人）に対する割合
1回目のワクチン接種完了：約385万人	<u>62.70%</u>	50.32%
完全なワクチン接種完了：約331万人	54.00%	43.34%

※下線の割合が70%を超えることが、完全な経済再開の条件とされている。

(2) 6/3 ワシントン州 ワクチン接種のインセンティブを発表

インズリー州知事は3日、ワクチンの普及を進めるために、ワクチン接種のインセンティブ

を新たに発表。接種を行った州民を対象に、賞金や航空券、スポーツ観戦チケット、ギフトカードなどが当たるくじ引きを実施する。接種をした人は州のデータベースに登録され、自動的にくじ引きの対象となるため、別途登録手続きなどは不要。対象者は市民権にかかわらず全ての州民となるが、州内に在住していることを示す必要がある。

(3) 6/1 州保健局 モバイルワクチンサービスの提供を開始

ワシントン州保健局は、「ワクチン・ギャップ（人種・民族ごとのワクチン普及の差）」が高い郡や、COVID-19 に対する社会的脆弱性指標が高いコミュニティなどを対象に、新たにモバイルワクチンサービス（“Care-A-Van”）を開始することを発表。州全体でのワクチン接種率が上昇する中、ワクチンの普及が十分ではないグループを対象に、よりきめ細やかなサービスを提供する狙い。接種を希望する日から遅くとも 30 日前に州保健局のウェブサイトから申し込みを行うことで、ワクチン提供を行うバンを手配できる。

(4) 6/2 シアトル消防局 市内各地に臨時のワクチン接種場を設置

シアトル消防局は、2 日から 6 日にわたり、市内の醸造所やビジネスエリアで臨時のワクチン接種場を設置することを発表。各会場では、3 種類のワクチン（ジョンソン・エンド・ジョンソン社、モデルナ社、ファイザー社）全てが接種可能である。モデルナ社およびファイザー社製のワクチンの 2 回目を希望する場合は、1 回目の接種を証明するワクチンカードまたは予防接種記録の提示が必要。接種が完了した人には、各会場でビールやノンアルコールの飲料などが提供される。

(参考) 臨時ワクチン接種場一覧

開催日	場所	住所	時間
6 月 4 日	Stoup Brewing	1108 NW 52nd St, Seattle, WA 98107	17:45~20:00
6 月 5 日	Georgetown Business District	Georgetown Trailer Park Mall, 5805 Airport Way S, Seattle, WA 98108	12:30~15:00
6 月 5 日	Beacon Hill Business District	Red Apple Parking Lot, 2701 Beacon Ave S, Seattle, WA 98144	16:30~19:00
6 月 6 日	Optimism Brewing Company	1158 Broadway, Seattle, WA 98122	12:00~15:00

(5) 日本のワクチン接種状況

首相官邸のホームページでは、日本のワクチン接種状況について公表している。日本時間 3

日時点で、医療従事者等へ 8,095,477 回、高齢者等へ 7,512,048 回分のワクチン接種を実施。高齢者等へのワクチン接種率は、3 日時点で 1 回目の接種が 5.40%、2 回目の接種が 0.51%となっている。

3. 日本の水際対策について

6 月 1 日付で、インドで初めて確認された変異株に関する検疫強化の対象国・地域に、当館管内のモンタナ州及びアイダホ州が指定されました。(注：アイダホ州については北部 9 郡が当館管轄)

これに基づき、今回指定された州に居住・滞在し、日本時間 6 月 4 日（金）午前 0 時以降に日本に入国される人（日本人を含む）は、入国時に検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設）において 3 日間待機することを求められ、3 日目に改めて検査を行い陰性と判定された場合には、検疫所が確保した宿泊施設を退所し、入国後 14 日間の残りの期間を、自宅で待機して頂くこととなります。

○外務省広域情報

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C087.html

○厚生労働省 HP

<https://www.mhlw.go.jp/content/000787220.pdf>

当館のホームページにおいて、[日本の水際対策に関するページ](#)を掲載しています。これまでも随時更新してきた検査証明書に関する情報に加え、スマートフォンへインストールが必要なアプリ等のその他の入国に際しての要件もまとめています。満たすべき要件等は変更される場合もありますので、必ず最新の情報を、[厚生労働省ページ](#)や[当館ページ](#)にてご確認ください。

4. 主要航空会社運航状況

本日時点での、日本-シアトル間で直行便を運航する航空会社の運航状況をお知らせします。ただし、状況により変更となる場合がありますので、ご利用の際は、各航空会社の HP 等で最新の状況をご確認ください。

また、日本への渡航に際しては、必ず最新の水際対策処置の確認をお願いいたします。

○全日空：更新日時点で、2021 年 6 月 30 日までの東京(羽田)-シアトル便の運休を発表。ただし、今夏は下記の日程のみ運航することを発表。詳しくは下記 HP を参照。

<https://www.ana.co.jp/ja/jp/topics/notice200206/#4>

日時（現地時間）	便名	出発	到着
6月12日（土）	NH117	シアトル発 16:40	羽田着 19:00 +1
6月19日（土）	NH117	シアトル発 16:40	羽田着 19:00 +1
6月26日（土）	NH117	シアトル発 16:40	羽田着 19:00 +1
7月3日（土）	NH118	羽田発 21:05	シアトル着 14:10
7月3日（土）	NH117	シアトル発 16:40	羽田着 19:00 +1
7月10日（土）	NH118	羽田発 21:05	シアトル着 14:10
7月10日（土）	NH117	シアトル発 16:40	羽田着 19:00 +1
7月17日（土）	NH118	羽田発 21:05	シアトル着 14:10
7月17日（土）	NH117	シアトル発 16:40	羽田着 19:00 +1
7月24日（土）	NH118	羽田発 21:05	シアトル着 14:10
7月24日（土）	NH117	シアトル発 16:40	羽田着 19:00 +1
8月7日（土）	NH118	羽田発 21:05	シアトル着 14:10
8月14日（土）	NH118	羽田発 21:05	シアトル着 14:10
8月21日（土）	NH118	羽田発 21:05	シアトル着 14:10

○日本航空：2021年3月1日より週3便に減便して運航を再開。7月から週1便増便し、週4便運航することを発表（6月2日）。詳しくは下記HPを参照。

<https://www.jal.co.jp/jp/ja/info/2020/other/flysafeflights-service/#inter>

2021年3月1日～6月30日の運航予定

運航曜日	便名	出発	到着
火・木・土	JL068	成田発	シアトル着
水・金・日	JL067	シアトル発	成田着

2021年7月1日～9月30日の運航予定

運航曜日	便名	出発	到着
<u>月</u> ・火・木・土	JL068	成田発	シアトル着
<u>火</u> ・水・金・日	JL067	シアトル発	成田着

○デルタ航空：2021/3/28以降の夏期スケジュールでは、毎日1便運航中。詳しくは下記HPを参照。

<https://news.delta.com/delta-brings-back-more-flights-across-atlantic-and-pacific-winter-and-summer-2021-JP>

5. ウェビナー情報

(1) ジェトロ 日本への入国制限に関するオンラインセミナー第2弾

ジェトロ・サンフランシスコ事務所が主催する「日本への入国制限に関するオンラインセミナー第2弾」が下記のとおり開催されます。

日時： 6月9日（水）15:00～15:30（太平洋時間）

講師： 近鉄インターナショナルナショナルオペレーションマネージャー 畑尻郷（はたじり・あきら）氏

受講料： 無料。定員（1,000名）になり次第、締め切られます。

申込み： [こちら](#)のリンクからお申し込みください。締切りは7日（月）まで。

(2) (再掲) Japan Seattle AI "Online" Meetup 17.0 の開催 (6月15日、16日 (PDT))

当館も開催協力を行っている Japan Seattle AI "Online" Meetup 17.0 (Innovation Finders Capital GP, LLC 主催) が以下のとおり、オンラインで開催されます。AI meetup は、日本企業と、シアトルの主に AI 分野のスタートアップを繋ぐためのイベントで、第17回目となる今回は10社のスタートアップのピッチをご覧いただけます。

日時： 6月15日（火）17:00-18:00、16日（水）17:00-18:00

参加料： 無料

参加方法： 以下のウェブサイトから登録ください

<https://www.eventbrite.com/e/japan-seattle-ai-online-meetup-170-jun-1617-ist-jun-1516-pdt-tickets-153776743379>

なお、当日登壇する10社のスタートアップについては現在調整中です。詳細についてお知りになりたい場合は主催者である IFC (info@innovation-finders.com) に直接お問い合わせください。

6. その他参考情報 (ジェトロビジネス短信)

『バイデン米政権、予算教書を議会に提出、2022年度は6兆ドル規模の歳出を要求』 6/3

米国行政管理予算局 (OMB) は5月28日、支出規模6兆110億ドルとする2022年度 (2021年10月～2022年9月) 予算案を含む予算教書を議会に提出した。年度ごとに議会による歳出

予算法の制定が必要な裁量的経費については先行して議会に提出されていたが（2021年4月13日記事参照）、今回は残りの義務的経費や「米国雇用計画」（2021年4月5日記事、2021年5月25日記事参照）、「米国家族計画」（2021年4月30日記事参照）など、2022年度中に見込まれる支出額が盛り込まれている。新型コロナウイルス対策で支出規模が拡大した2020年度や2021年度に比べれば予算規模は減少しているが、新型コロナウイルス感染拡大前の2019年度の支出額4兆4,480億ドルと比べると、約35%の増加となる。

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/06/054bf78f18d7c3c1.html>

『米カリフォルニア州、6月15日からの全面的な経済再開に向け方針発表』 5/31

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/05/435317f836b58687.html>

引き続きよろしくお願いたします。

（注意点）

本情報は、ワシントン州の主要な行政機関や団体のウェブサイトの情報をもとに、その時点における当地日系企業・NPO・邦人労働者に役立つ情報を、皆様のご参考として迅速に日本語で届ける目的で発信しているものです。法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。実際の申請等に当たっては、該当するウェブサイトで最新の情報や詳細を直接ご確認ください。なお、当館として個別企業の申請書作成等の支援は出来かねますのでご容赦ください。

（免責）

本メール又は当館情報に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。

（領事メールについて）

当館では外国に3ヶ月滞在される在留邦人に対し、旅券法に基づく在留届、帰国・転出等の届出をお願いしております。本届けでメールアドレスをご登録いただいた方に対して、コロナに関する情報や各種安全情報を領事メールにてお送りしておりますほか、緊急時の安否確認を当館から行うためにも必要なものですので是非ご協力ください。詳細はこちらをご覧ください。

https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/zairyu.html

（Unsubscribe:本日系企業支援関係メールについて）

当館が把握しておりますワシントン州日系企業にお送りしております。今後、本メールが不要な方はその旨ご返信をお願いいたします。

Consulate-General of Japan in Seattle
701 Pike Street, Suite 1000
Seattle, WA 98101
206-682-9107